

「歩くまち・京都」推進会議開催要綱

平成22年 5月26日決定

平成26年12月 1日改正

令和 4年11月 1日改正

(趣旨)

第1条 人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指して策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略（以下「戦略」という。）の進捗を総合的に点検し、戦略のフォローアップや社会情勢の変化も踏まえた充実及び見直しを継続的に行うため、「歩くまち・京都」推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 戦略に掲げた施策等の進捗の総合的な点検
- (2) 社会情勢の変化も踏まえた戦略の充実及び見直し
- (3) 「歩くまち・京都」の推進に関する協議会等との連携

(委員)

第3条 委員の人数は、20人以内とする。

2 委員は、学識経験のある者、京都の交通まちづくりについて高い見識を持つ者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、市長が招集する。

2 必要があると認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第7条 推進会議に、専門の事項を検討させるために必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、京都の交通まちづくりについて高い見識を持つ者等から、市長が依頼する。

(施策等を推進するマネジメント体制)

第8条 推進会議に、戦略に掲げた施策等のマネジメント体制として、専門の事項を検討させるため、推進マネジメント会議及び施策等を具体的に推進するためのワーキンググループ等を開催することができる。

(会議の公開)

第9条 推進会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、歩くまち京都推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。